

令和8年2月8日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

(第1頁)

三重県選挙管理委員会

告示番号： 1



最高裁判所判事
たか す じゅん
いち

昭和三四年一〇月九日生



最高裁判所判事
おき の まさみ
み

昭和三九年一月二二日生

選挙管理委員会連絡先一覧



略歴

昭和六三年四月	弁護士登録（東京弁護士会）
平成二年四月	法政大学法学部非常勤講師
一六年四月	法政大学大学院法務研究科教授
二一年一月	法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
二八年六月	公益財団法人日本弁連法務研究財团常務理事
三〇年四月	法政大学大学院法務研究科長
令和元年五月	日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二年六月	日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
七年三月	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年六月二三日 第二小法廷決定

医療観察法四十二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方

式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であつて、憲法適否の問題ではない（全員一致・裁判長）。

二 令和七年九月二六日 第二小法廷判決

令和六年に行われた衆議院議員総選挙当時において、公職選

挙法一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたといふことはできず、憲法一四条一項等に違反しないと

した多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの意見を付した。

三 令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

国家公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた県は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する条例の各規定と軽犯罪法二三号との間に矛盾抵触はない（全員一致）。

四 令和八年一月九日 第二小法廷判決

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の各規定と軽犯罪法二三号との間に矛盾抵触はない（全員一致）。

五 令和八年一二月二三日 第三小法廷決定

令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

裁判官としての心構え

制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解説論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするためには適切な法の解釈を試みることに専念する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実的関係に注目して、最も虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な法理研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聞き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。

裁判官としての心構え

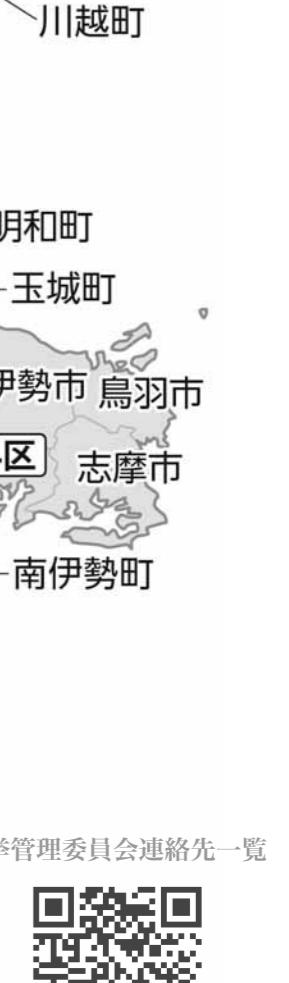
最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

告示番号： 2



最高裁判所判事
おき の まさみ
み

昭和三九年一月二二日生



第51回衆議院議員総選挙 第27回最高裁判所裁判官国民審査

投票日は 2月8日(日)

【期日前投票】 2月7日(土)まで

※障がいなどで自書することができない方には係員が代筆する「代理投票」、視覚に障がいのある方には「点字投票」の制度があります。

希望される方は、投票所で係員にお申し出ください。

※選挙公報は、音訳版・点訳版も作成しています。必要な方は、県選挙管理委員会又は市町選挙管理委員会までお問い合わせください。

※投票所へは、介護をする方等と一緒にに入ることができます。

※投票所入場券が届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権がある場合は、投票できます。

詳しくは、市町選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。

「私たちの明日のために、想いをのせた一票を。」

三重県選挙管理委員会

第51回衆議院議員総選挙 第27回最高裁判所裁判官国民審査

投票日は 2月8日(日)

投票の方法

小選挙区選挙 は 候補者氏名 を記入します。

比例代表選挙 は 政党等名 を記入します。

最高裁判所裁判官国民審査 は

やめさせたいと思う裁判官には上の欄に × を記入します。

やめさせなくてよいと思う裁判官には何も記入しません。

【期日前投票】 2月7日(土)まで

(※投票日当日に投票できない方は、期日前投票制度の積極的なご利用をお願いします。)

「私たちの明日のために、想いをのせた一票を。」



三重県選挙管理委員会

※障がいなどで自書することができない方には係員が代筆する「代理投票」、視覚に障がいのある方には「点字投票」の制度があります。希望される方は、投票所で係員にお申し出ください。

※選挙公報は、音訳版・点訳版も作成しています。必要な方は、県選挙管理委員会又は市町選挙管理委員会までお問い合わせください。

※投票所へは、介護をする方等と一緒にに入ることができます。

選挙管理委員会連絡先一覧

※投票所入場券が届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権がある場合は、投票できます。詳しくは、市町選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。

